

# 山中湖文学の森公園コスプレ撮影事業規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、利用者による山中湖文学の森公園とそこに建つ施設（以下「公園内」という。）での安全に配慮したコスプレ撮影（以下「撮影」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事業化)

第2条 山中湖村教育委員会（以下「委員会」という。）は、撮影利用者とその他公園利用者間での事件や事故を未然に防ぐことを目的として、撮影に関する事業化を図ることで公園利用の多様性の保護に努めるものとする。

2 事業名称は、Yamanaka'Cos（やまなかこす。以下「事業」という。）とする。

3 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用規約の制定
- (2) 利用相談の受付
- (3) 利用申請の受付と許否
- (4) 更衣室、クローケの提供
- (5) 撮影利用者とその他公園利用者間での事件、事故の未然防止対応
- (6) その他、委員会が必要と認める行為

4 事務局は、公園内の三島由紀夫文学館・徳富蘇峰館（以下「文学館」という。）とする。

## (申請)

第3条 撮影を希望する利用者は、文学館のホームページ内にある専用の利用申込みフォームから、利用規約に同意の上、撮影を希望する10日前までに申込むものとする。

2 前項は、前条で規程する事業とは別に私的に公園内で撮影をすることを妨げるものではない。

3 前項により事業とは別に公園内で私的に撮影をしようとする者は、次のとおり個別に許可申請をしなければならない。

(1) 公園部分での撮影については、山中湖文学の森公園条例（平成16年山中湖村条例第2号）

第5条及び山中湖文学の森公園条例施行規則（平成16年山中湖村規則第2号）第3条に基づく申請

(2) 文学館及びその敷地内での撮影については、利用日時、人数、任意の企画書等の書類を揃え文学館に申請

(3) 山中湖情報創造館及びその敷地内での撮影については、利用日時、人数、任意の企画書等の書類を揃え山中湖情報創造館に申請

(4) 俳句の館風生庵、蒼生庵での撮影については、山中湖文学の森・俳句の館風生庵及び蒼生庵の設置及び管理条例（平成15年山中湖村条例）第7条及び山中湖文学の森・俳句の館風生庵及び蒼生庵の設置及び管理条例施行規則（平成15年山中湖村規則第4号）に基づく申請

## (更衣室等の提供)

第4条 文学館は、申請のあった撮影利用者に対して入館を前提に、防犯の観点から館内の1室を更衣室とクローケとして有料で提供するものとする。

2 利用金額は、文学館入館料を含む1人1,000円とする。ただし、委員会が認める場合はこの限りではない。

3 撮影利用者は、文学館入館時に前項の金額を一括で窓口にて支払うものとする。

(利用)

第5条 撮影利用に際しては、職員の指示に従うとともに、教育委員会が別に定める利用規約を順守するものとする。